

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 7 年 8 月 6 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、板橋区及び板橋年金事務所が、元配偶者の障害年金子加算の不正受給の訴えについて調査ができないと案内したこと等は違法・不当であるとして、調査依頼を引き受けること等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、これらを証する書面を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。請求書には、事実を証する書面を添付しなければならないとされているが、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにあると解される。

本件請求について確認したところ、請求書には事実を証する書面が一切添付されていなかった。このため、請求人に対し当該書面を提出するよう依頼したが、指定した期日までに提出はなかった。

なお、仮に事実を証する書面の提出があったとしても、法第 2 4 2 条第 1 項による住民監査請求は、違法・不当な財務会計上の行為があると認める普通地方公共団体に対し

て損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の財務会計上の行為に限られる。

これに照らすと、本件請求は、板橋区及び板橋年金事務所の行為を対象としたものであり、都の財務会計上の行為を対象としたものではないと解されるから、都に対する住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。